

報告事項 2

行政文書不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、行政文書不開示決定処分取消請求事件2件に係る判決言渡
がありましたので、別紙資料に基づき報告します。

平成24年12月20日

教 職 員 課

平成24年12月20日
教 職 員 課

行政文書不開示決定処分取消請求事件について

このことについて、平成24年11月8日（木）、名古屋地方裁判所において、県勝訴の判決が言い渡されましたので、報告します。なお、本判決は、審理が併合されていた2件の訴訟事件に係るものです。

1 当事者

原告 安城市在住の県民
被告 愛知県（処分行政庁 愛知県教育委員会）

2 事案の概要

原告が時習館高等学校に対して、発達障害と医学診断する医療機関名が記載されている文書（1件目の事件）、及び発達障害児に対する個別の教育支援計画、個別の指導計画を開示請求した（2件目の事件）。

県教委は、対象文書の有無を答えるだけで、発達障害を有する生徒を特定する結果になるという理由で、存否応答拒否による不開示決定処分をしたところ、原告が処分の取消しを求めて提訴した。

3 判決の概要

【主文】

- 1 原告の請求をいづれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。【県勝訴】

【理由趣旨】

本件対象文書である個別の教育支援計画等の存否を回答すると、時習館高等学校に発達障害の生徒が在籍するか否かが判明することになる。この「在籍するか否か」という情報は、そのみでは個人識別情報に該当しない。

しかし、愛知県立の高等学校において、発達障害のある生徒が在籍する学校における該当生徒数は、1校当たり約3.8名とごく少数であり、これら発達障害のある生徒は、特有の言動や対人関係の円滑を欠くといった傾向が見られる。したがって、本件対象文書が存在すると回答した場合には、時習館高等学校の関係者の間では、該当する生徒を識別することが可能になる。

よって、本件各文書の存否を明らかにしないで不開示とした本件各不開示決定は適法である。

4 控訴期限

平成24年11月22日（木）〔確定〕